

河内長野駅歩道橋蹴上部分看板設置業務仕様書

1. 業務名

河内長野駅歩道橋蹴上部分看板設置業務

2. 業務場所

河内長野市 本町 ※別紙位置図参照

3. 履行期間

契約締結日の翌日～令和7年3月21日

4. 支払

完了後一括払い、前払いなし

5. 設置数量等

【タイプA】

規格：W2000 mm*H90 mm

設置面積（段数）：5.04 m²（28段）

【タイプB】

規格：W3200 mm*H90 mm

設置面積（段数）：6.91 m²（24段）

6. 素材

(1) プライマー

視覚的に違和感のないものとし、臭気など通行や周辺住民の妨げにならないようなものとする。

(2) シート

使用するシートは、環境に配慮され、耐候性のあるものとし、屋外での使用に耐えるものとする。

素材：ウレタン樹脂（塩素及びフタル酸系可塑剤不使用）

厚さ：0.5 mm

取付：強粘着シート

7. 現地作業

(1) 現地作業は昼間作業を原則とし、歩行者の通行に配慮して実施すること。

(2) 設置前に、簡易な清掃など、必要な下処理を行うこと。

8. デザイン

日本遺産「中世に出逢えるまち」に興味をもち、ゲートウェイ機能を持つ施設に訪問したいと思わせるものとする。

デザインに必要な、文言及び写真、ロゴマーク等は発注者からデータ（Word・Excel・JPEG・PNG・illustrator等）にて提供する。

9. 業務実施上の条件等

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に必要な条件等について委託者に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、この業務における業務責任者を定め、委託者に通知するものとする。
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、業務従事者として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- (6) 受託者は、委託者が指定した様式により、その指定する期限までに関係書類を遅滞なく提出しなければならない。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。
- (8) 本業務の成果品は全て委託者に帰属するものとし、受託者は本業務の成果品に関する財産権、知的財産権を行使しないものとする。

10. 関係官公庁への手続き等

受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

11. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び業務の履行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図り、当該協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。
- (2) 委託者と受託者が協議し、条件の変更等により、契約金額、履行期間等について変更の必要があると認められる場合は、契約の変更を行うものとする。

